第十一条

一般規則第百二十七条を次のように改める。

第百二十七条　国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

1　国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限って更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2　国際事務局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によって行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

2の二　国際事務局長及び国際事務局次長の職への候補者に対する聴聞は、2に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の管理理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。各候補者は、連合に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。各候補者には、等しく時間が割り当てられるものとする。国際事務局長又は国際事務局次長の職への候補者が一人のみである場合には、聴聞は開催されない。

3　国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4　国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5　国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第十二条

一般規則第百二十八条を次のように改める。

第百二十八条　国際事務局長の権限

1　国際事務局長は、連合を法的に代表する。

2　国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

3　職の分類、任命及び昇級に関し、

3.1　国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

3.2　国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。

3.3　また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

3.4　国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、3.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

3.5　採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。

3.6　国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

4

4.1　さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。

4.2　大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

4.3　郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

4.4　連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

4.5　連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

4.6　策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

4.7　管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

4.8　大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

4.9　管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。

4.10　管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。

4.11　次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

4.11.1　連合と地域連合との間

4.11.2　連合と国際連合との間

4.11.3　連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

4.11.4　連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間